

## 木林議会事務局長「回答」に対するコメント

吉岡 政昭

1月19日、木林事務局長から、メールで「1月15日付け質問」の回答を頂きました。その内容を一言で言えば、直接の回答を回避した『お粗末な戯言』と言うべきものです。

『戯言』は、「たわごと」とも「ざれごと」とも読めますが、どちらで読んでも構いません。いずれにしても、「たわごと」「ざれごと」の類いの『返事』と言うべきものでした。

**木林回答1** 「以前に連絡したとおりです」

**吉岡コメント1** 木で鼻をくくったようなこの回答にある「以前に連絡」と書いてあるのは、記録から言えば、今年の1月15日のメールのことと思われる。

木林さんは、次のように書いてよこしました。

『それからメールで答弁書のことを書かれています、・・・  
「議事録のここに書いています」、「そういう意味で発言していない」  
などと無駄なやりとりに発展するのが見えていますので、答弁書の  
場所がどこかだとかを含めメールの件については、お答する気は  
ありません。』（1月15日）

これは、木林さんが、昨年12月28日、私に対して、FAXで「吉岡議員は1度ならず2度も、一般質問の時間がないし答弁書があるから答弁しなくともいいという趣旨の話をし、『約束を守らない人』と書いてよこしたことに對して、私が、事実でないことを6月議会の議事録で具体的に示して、木林さんの発言内容を否定し、木林さんの発言の根拠を求めたことに對する返信でした。

**しかも**、同じ12月28日にのFAXに対する私の返事の中で「6月議会の議事録にはないが、もし、他の議事録にあれば教えてください」とお願いもしました。これと同じお願いを1月15日の質問書の中でも言っております。

今回の回答・・・「以前に連絡したとおりです」との回答は、この二つのお願いを踏まえての回答ということになります。

要するに、『いい加減なことを言って、私を非難しただけ。指摘した事実はなかった』と言うことです。

この回答は、大の大人が、しかも、議員との調整役で重要な役割を持ち、議会運営の要の議会事務局長の回答とは、とても信じがたいことです。

ですから、受け取った私としては、「たわごと」「ざれごと」の類いの『返事』

と扱わざるを得なかったのです。

#### 木林回答 2

私の読解力がないのか、おっしゃっている意味がわかりません。

#### 吉岡コメント 2

それは木林さんの読解力がないからではありません。

私の文章自体が、わかりにくい文章になっていました。

簡単に言えば、私が『議事録では吉岡は答弁書の中身には触れていないよ』と言っているのに、あなたは、『発言の中身なんかどうでもいいのだ。要するに答弁書という一言だけでも触れたことが問題だ』と言っているのですね。』と、確認を求めたのです。

そう理解しないと「「私（木林）は答弁書の中身のことは一切触れていません（指摘していない）」と反論してきた意味が理解できなかったからです。

#### 木林回答 3

吉岡議員がそのように理解しているのであればよろしいんじゃないですか？ しかし、私はそのようには理解していません。以前、申し上げたとおりです。それから、私は吉岡議員を侮辱していません。

#### 吉岡コメント 3

前段の部分は、『説明と約束』との言葉の意味が違うのではないか、との私の指摘に対する『反論』（？）と思われます。木林さんがそう思わない、と言うのですから、それ以上は言いません。

#### 木林回答 4

議会事務局としては、確認の必要性は感じておりません。

#### 吉岡コメント 4

「確認の必要性は感じない」というその感覚に驚きます。

「もし、答弁書なるものに（少しでも）触れたら、**議員全員に答弁書を出さないこととする**などの**発言や警告**があったかどうか。**事実を確認し回答してください。**」という依頼に対する返事です。私自身、そうした説明・警告は受けた記憶はありませんので、念のため確認を求めたのです。

実際問題、6月議会に出ていた『答弁書』なる印刷物が10月、12月議会では、出されなかったのです。その理由が、吉岡の答弁書発言（内容には触れていない）があったからだと言うのです。既得権として受け取っていたものが、剥奪された件に関して『事前の警告があったかどうかの確認の必要性を感じない』というのは、突き詰めて言えば、『議員は行政サイドの言うことを聞け』と言っているのに等しい。罪（？）のない議員にまで『報復』『懲罰』を加え、不満・批判を吉岡に向かわせようとする姑息な動機か、または役場職員の労働力軽減のために、今回の件を口実にし、私をスケープゴートにしたとの疑念を抱かせるものです。